

# 運 営 規 程

社会福祉法人 青芳会

指定介護老人福祉施設「鍵山苑2号館」



# 運 営 規 程

## 第1章 総 則

第1条（名 称）この事業所は、鍵山苑2号館（以下「苑」という）といいます。

第2条（事業所の所在地）この事業所を埼玉県入間市鍵山3丁目11番地2号に置きます。

## 第2章 施設の目的及び運営方針

第3条（目 的）この規程は、苑の指定介護老人福祉施設の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、ご利用者の生活の安定及び生活の充実・発展ならびにそのご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

第4条（運営方針）指定介護老人福祉施設である苑は、施設サービス計画および栄養ケア計画および個別機能訓練計画に基づき、ご利用者の日常生活の介護、相談・助言、機能訓練、健康管理等を行うことにより、ご利用者が地域社会の一員として、その有する能力に応じて自立し、発展し、安定した日常生活をすごせるよう援助することを目的とします。

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

第5条（職員の職種、員数）苑は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された次の所定人員以上の職員を配置するものとします。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとします。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 施設長（常勤）1名     | (2) 医師（非常勤）1名          |
| (3) 生活相談員（常勤）1名   | (4) 介護職員・看護職員（常勤換算）10名 |
| (5) 管理栄養士 1名      | (6) 機能訓練指導員 1名         |
| (7) 介護支援専門員（常勤）1名 | (8) 事務員 1名             |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができます。

3 職員に係る「専従」の要件は特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものであり、それ以外の時間帯における職員の地域貢献活動実施等をも制限するものではありません。

**第6条（職務内容）** 職員は苑の設置目的を達成するため、必要な職務を行います。

- 2 施設長は、苑の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
- 3 医師は、ご利用者の診察、健康管理、保健衛生指導及び疾病に応じた療養食等の栄養摂取指導に従事します。
- 4 生活相談員は、ご利用者の生活相談、生活援助、面接、身上調査及び処遇の企画並びに実施、事故苦情処理、個人情報保護の取扱い、ご利用者のご家族の各種相談及びボランティアの受け入れ並びに調整等の業務に従事します。
- 5 介護職員は、ご利用者の日常生活の介護、援助、相談及びご家族との連携等の業務に従事するほか、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握に従事します。
- 6 看護職員は、ご利用者に対する医師の診察の補助及び看護並びにご利用者の保健衛生管理、指導等の業務に従事するほか、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握に従事します。  
当日待機にあたった看護職員は、通常業務終了から翌朝早出職員の出勤時間まで待機の業務に従事します。
- 7 管理栄養士及び栄養士は、ご利用者個々の身体状態にもとづいて、医師の発行する食事箋の指示に従い、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の給食業務全般並びに、ご利用者の栄養指導、ご家族からの食事相談等の業務に従事します。  
また、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握にも従事します。
- 8 機能訓練指導員は、ご利用者の機能回復及び機能低下を予防する業務に従事し、ご利用者の個別機能訓練計画書の作成及びアセスメントを実施します。
- 9 介護支援専門員は、ご利用者の施設サービス計画の作成をするほか、個別機能訓練計画、栄養ケア計画の作成に協働従事します。
- 10 調理員（委託調理員）は、給食業務に従事します。
- 11 事務員は、庶務及び会計事務に従事します。

#### 第4章 利用定員

**第7条（定員）** 苑の指定介護老人福祉施設の定員は、30名とします。

#### 第5章 居住者・ご利用者に対する介護の内容、利用料及びその他の費用の額

**第8条（施設サービス計画・居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成）**

介護支援専門員は、居住者並びに相当期間以上にわたり継続して利用することが予定されるご利用者に対する介護計画の原案を作成するとともに、ご利用者またはご家族に対してわかりやすく説明し、同意をえるものとします。

**第9条（サービスの提供）** 苑は、介護サービスの提供に当たっては、ご利用者またはそのご家族に対して必要な事項について理解されるよう、親切ていねいに説明します。

**第10条（サービス提供の記録と連携）** 苑は【施設サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折のご利用者の反応及びご家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとします。

**第11条（居室）** 苑が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとします。その際、選択する階及び居室は、ご利用者の希望及び居室の空所状況等により、苑側がご利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとします。

**第12条（入浴）** 1週間に2回以上行います。ただし、ご利用者に伝染性疾患やその疑い、または入浴が悪化をもたらす疾患があると医師等が判断するときは、これに代えて清拭等を行います。

**第13条（排泄）** ご利用者の心身の状況に応じて、プライバシーを尊重し、人権に配慮し排泄介助を行います。

2 おむつを使用しなければならないご利用者のおむつを適時取り替えるものとします。

**第14条（離床・着替え・整容等）** ご利用者の心身の状況に応じて、離床、着替え、整容等の介護を行います。

**第15条（食事等の提供）** 苑は、ご利用者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同して、栄養ケア計画を作成し、その計画に基づいて栄養管理を行い、定期的に状況を評価して計画を見直すなど、常に適正な食事等を提供します。

2 療養食の提供については、医師の発行する食事箋にもとづいて、告示で定める療養食に対して適切な栄養量を提供します。

3 経管栄養については、医師の指示にもとづいて、経口摂取に移行する方向で検討を重ねることとし、その体制構築に努めていきます。

4 食事の時間はおおむねつぎのとおりとします。

朝食 午前7時45分より

昼食 正午より

夕食 午後5時00分より

5 ご利用者からあらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

6 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとなりますが、食費は日額で定めた額をご負担いただきます。

7 ご利用者の心身の状況に応じて、必要とする栄養所要量を確保できるように、必要とする食事介助、援助を行います。

8 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供します。

**第16条（相談・援助）** 苑は、常にご利用者の心身の状態等の適確な把握に努め、ご利用者及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な援助等を行います。

**第17条（社会生活上の便宜の供与等）** 苑は、ご利用者の日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続きについて、そのご家族が行うことが困難な場合、ご本人またはご家族の同意を得て代行します。また、ご利用者から直接依頼があった場合はご家族にその旨連絡し、了解を得たうえで代行します。ただし、緊急を要する場合は、事後、速やかに連絡し、了解を得ることとします。

2 ご利用者の日常生活を文化的にも精神的にも豊かなものにするため、行事、レクリエーションを適時行うよう努めます。

**第18条（健康保持）** 苑は、ご利用者の健康状態に注意を払い、日常的に健康を維持するため適切に対応し、必要に応じてその記録を保存します。

2 定期健康診断は毎年1回実施します。

3 インフルエンザ予防接種については、毎年11月頃実施します。

4 肺炎球菌ワクチンについては、身体状況に応じて施行します。

5 上記の3項及び4項については、ご本人またはご家族の承諾を得て実施します。

**第19条（機能訓練）** 苑は、ご利用者の心身の状態に応じて、日常生活を送るうえで必要な機能を回復し、あるいは機能の減退を防ぐために必要なリハビリテーションの計画を立て、ご利用者、ご家族の同意のもと行います。

**第20条（入院期間中の取扱い）** 苑は、ご利用者が病院等に入院する必要がある場合で、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれる時は、ご本人及びご家族の希望等を配慮し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、苑に円滑に戻れるようにします。

**第21条（事故発生時の対応）** 苑は、ご利用者に対する介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合は、速やかにご家族、保険者等に連絡を行うとともに、必要な対応を迅速行います。

2 苑は、その事故が賠償すべき事故である場合は、損害賠償を誠実かつ速やかに行います。

**第22条（利用料）** 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係わる費用（基本報酬・別に定める加算等）の1割（2割または3割）、食事負担額及び居住費用相当額並びに日常生活等（別に定める）に要する費用の合計額とします。

要介護度	単位		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	694単位	自己負担額	713円	1425円	2138円
要介護2	762単位	自己負担額	783円	1565円	2348円
要介護3	835単位	自己負担額	858円	1715円	2573円
要介護4	903単位	自己負担額	927円	1855円	2782円
要介護5	968単位	自己負担額	994円	1988円	2982円

※1割負担：以下にあてはまらない方

2割負担：本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

3割負担：本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯463万円以上

居住費	1日あたりの自己負担額	855円
食費	1日あたりの自己負担額	1545円

令和6年8月より居住費が1日60円の引き上げとなる。

食費の負担は1日当たりとして負担するものとする。

### 介護保険負担限度額認定証

※滞在費・食費の減額制度です。保険者（市役所等）に申請することで認定証が交付されれば、利用料の減免が受けられます。

※非課税世帯で金融資産等の上限等の条件があります。詳しくは介護支援専門員又は市役所窓口にてご確認ください。

### 減額内容

所得段階区分	滞在費	食費
第1段階	855円 → 0円	1545円 → 300円
第2段階	855円 → 370円	1545円 → 390円
第3段階（1）	855円 → 370円	1545円 → 650円
第3段階（2）	855円 → 370円	1545円 → 1360円

理容・美容料	1回あたりの自己負担額	1300円
--------	-------------	-------

### クラブ活動

お花クラブ	1回あたりの自己負担額	花代実費
映画クラブ	1回あたりの自己負担額	無料
書道クラブ	1回あたりの自己負担額	100円

- ご利用者が特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合並びに生活保護費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとします。
- ご利用者の利用料は暦月によるものとし、当月分の利用料の合計額を翌月末日までに支払うものとします。
- ご利用者の利用料は利用の期間ごととし、利用料の合計額を利用終了時に支払うものとします。
- 支払いについては、振込み、ご利用者の預金口座からの自動引き落とし、または、現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は、利用開始時に苑と利用者との間で協議の上決定します。

## 第6章 利用にあたっての留意事項

**第23条（日課の尊重）** ご利用者は、健康と日常生活の安定のため、苑が定めた日課をできるだけ尊重し、他のご利用者との共同生活が円満におこなわれるよう配慮して生活することとします。

**第24条（外出及び外泊）** ご利用者は外出または外泊しようとするときは、原則としてその都度、苑に行き先、帰苑日時等を連絡するものとします。

**第25条（面会）** ご利用者は外来者と自由に面会できます。ただし、特に必要がある場合、苑は、ご利用者及びご家族と相談のうえ、面会の場所及び時間を指定することができます。

**第26条（健康留意）** ご利用者は健康に留意し、健康診断を積極的に受けるなど、疾病の予防に努めます。

**第27条（苑内禁止事項）** ご利用者は苑内でつぎの行為をしてはなりません。

- （1）他のご利用者に著しく迷惑をかけること。
- （2）指定した場所以外で火気を用い、喫煙、自炊等を行うこと。

**第28条（損害賠償）** ご利用者は、故意または過失によって苑の設備及び備品に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または現状に回復しなければなりません。

## 第7章 緊急時における対応方法

**第29条（緊急時等の対応）** 苑は、現に施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定める協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

## 第8章 非常災害対策

**第30条（災害、非常時への対応）** 苑は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等の必要な設備を災害・非常時に備えて設けます。

2 苑は、消防法令に基づき、非常災害時に対して、具体的な消防計画等の防火計画を立て、消火及び通報訓練を月1回実施するものとする。また、職員及びご利用者が参加する避難誘導訓練を年2回以上実施します。

**第31条（業務継続計画）** 苑は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 苑は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 苑は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



## 第9章 その他の運営についての重要事項

第32条（営業日） 苑の申し込み受付け等の営業日、営業時間はつぎのとおりとします。

（1）営業日 年中無休 （2）営業時間 午前9時から午後5時

第33条（利用資格） 苑の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の利用資格があり、苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその法令により入所できる者とします。

第34条（内容及び手続きの説明及び同意、契約） 苑の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程、重要事項説明書及び契約書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとします。

第35条（身体拘束等） 苑は、ご利用者の身体拘束は行いません。万一、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはご家族の「身体拘束に関する同意書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができます。

第36条（虐待防止等） 苑は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第37条（施設・整備） 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長とご利用者が協議のうえ決定するものとします。

- 2 ご利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとします。

第38条（秘密の保持） 苑は、職員及び職員であった者に、業務上知りえたご利用者及びご家族の秘密を外部にもらすことがないように、就業規則及び誓約書にその旨を明記するなど必要な措置をとります。

第39条（個人情報の取り扱い） ご利用者の個人情報の取り扱いについては、原則として開示できないこととしますが、特にご家族等関係者の確認ができる場合についてのみ開示できるものとします。

- 2 ご利用者の個人情報を文書で開示を求められた場合は、苑が定める「個人情報保護規程」にもとづいて、所定の手続きを行ったのちに開示の交付を行うものとします。

第40条（苦情処理） 苑は、ご利用者及びそのご家族などより苦情を寄せられた場合は、ただちにその事実関係を調査し、その改善方策を検討するとともに、その結果を苦情申立者に報告し、あわせて可能な改善に着手します。

第41条（規程の掲示） 苑は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示します。書面での掲示に加え、インターネット上（ホームページまたは情報公表システム等）に掲載・公表を行います。

## 第10章 雑 則

第42条（委任）この規程に定めるもののほか、必要な事項については、法人理事長が定めます。

第43条（改正）この規程の改正は、法人理事会の議決により行います。

（付 則）この規程は、平成30年1月1日から施行します。

（1）平成30年3月28日一部改正、平成30年4月1日から施行します。

（1）平成30年12月12日一部改正、平成31年1月1日から施行します。

（1）令和元年 9月25日一部改正、令和元年10月1日から施行します。

（1）令和3年 3月24日一部改正、令和3年4月1日から施行します。

（1）令和3年 7月25日一部改正、令和3年8月1日から施行します。

（1）令和5年 5月29日一部改正、令和5年6月1日から施行します。

（1）令和6年 3月18日一部改正、令和6年4月1日から施行します。

2 第22条の日常生活等に要する費用は別紙2とします。

3 第22条の介護サービスに関わる費用（加算等）は別紙3とします。

## [ 別 紙 2 ]

### 基本生活品費

基本生活品費は実費、パックよりお選び下さい。また、基本生活用品をご自身で支度頂くことも可能です。ただし、一度に保管できる量には限りがありますのでご相談ください。

I：利用品目ごとのお支払いをご希望の方

品名	単位	単価	備考
歯ブラシA	本	150円	レギュラー
歯ブラシB	本	250円	軟毛
歯ブラシC	本	300円	豚毛
入れ歯用歯ブラシ	本	450円	
歯磨き粉	本	200円	
マウスウォッシュ	本	500円	
入れ歯洗浄剤	箱	800円	
入れ歯ケース	個	300円	
入れ歯安定剤	本	1,000円	
ウェットティッシュ	箱	350円	
ティッシュペーパー	箱	150円	
ハンドクリーム	本	500円	
ベビーオイル	本	850円	
吸い飲み	個	500円	
コップ	個	300円	
ヘアブラシ	本	500円	
綿棒	箱	150円	
寝ぐせ直しウォーター	本	600円	
その他の日用品	個	原価相当額	
嗜好飲料(フロア提供飲料除く)	1日	50円	
預かり金・立て替え金管理料	1日	50円	年金管理者のみ
クラブ等趣味的活動	都度	実費相当額	
片道2km以上の買い物	都度	片道5kmごと1000円	

金額については、品物の変更や仕入れ価格の変更により予告なく変更される場合があります。

## Ⅱ：基本生活品パック

### Aパック

1日あたりの金額	内容
180円	(私的な日用品) 歯ブラシ・入れ歯用歯ブラシ・歯磨き粉・マウスウォッシュ 入れ歯洗浄剤・入れ歯ケース・入れ歯安定剤・吸い飲み・コップ等

### Bパック

1日あたりの金額	内容
120円	(私的な日用品) ウェットティッシュ・ティッシュペーパー・ハンドクリーム ・ベビーオイル・ヘアブラシ・綿棒・寝ぐせ直しウォーター等

※パックの基本生活物品は、個人で必要な量をお使い頂けます。ただし、施設内での利用に限ります。

### 嗜好飲料パック

1日あたりの金額	内容
50円	数種類のお飲み物より、選択いただき提供致します ただし、フロアー提供飲料は除きます

※パックをご利用の方で、入院・外泊した場合は、入院日及び外泊日当日、並びに退院日及び帰苑日当日を含め、利用日数に応じた日割り計算となります。なお、基本生活品パックを頂かない期間については、自己負担となりますのでご了承ください。

## [ 別 紙 3 ]

介護サービスに係わる費用（加算）

加算名称	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
------	-----	------	------	------

初期加算	30 単位	31 円	62 円	93 円
------	-------	------	------	------

入所後及び30日を越える入院後に再入所した場合に30日を限度に加算されます  
1日あたり自己負担額

外泊時費用	246 単位	253 円	506 円	758 円
-------	--------	-------	-------	-------

入院・外泊時に算定（6日が限度）

当初の限度6日のうちに月をまたぐ場合は最大12日が限度となる

若年性認知症加算	120 単位	124 円	247 円	370 円
----------	--------	-------	-------	-------

65歳未満の若年性認知症と診断されたご利用者に対して算定されます。1日あたりの自己負担額

看取り介護加算（Ⅰ）				
死亡日以前 45～31 日	72 単位	74 円	148 円	222 円
死亡日以前 4～30 日	144 単位	148 円	296 円	444 円
死亡日前日・前々日	680 単位	699 円	1397 円	2096 円
死亡日	1280 単位	1315 円	2630 円	3944 円
看取り介護加算（Ⅱ）				
死亡日以前 45～31 日	72 単位	74 円	148 円	222 円
死亡日以前 4～30 日	144 単位	148 円	296 円	444 円
死亡日前日・前々日	680 単位	699 円	1397 円	2096 円
死亡日	1280 単位	1315 円	2630 円	3944 円

医師による終末期との診断があり、看取り介護計画を作成し、計画に沿って看取り介護を実施した場合

（Ⅰ）（Ⅱ）の違いは、配置医師緊急対応加算に該当しているか否かによる

配置医師緊急時対応加算 （配置医師の通常勤務時間外の場合）	325 単位	333 円	668 円	1001 円
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650 単位	668 円	1336 円	2003 円
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1300 単位	1336 円	2671 円	4006 円

配置医師が通常勤務時間外・早朝・夜間または深夜に施設に訪問しご利用者の診療を行った場合1回あたりの自己負担額

特別通院送迎加算	594 単位	610 円	1220 円	1830 円
----------	--------	-------	--------	--------

透析を要する入居者であって、家族または病院等による送迎が困難である等のやむ得ない事情があるものに対し、1月に12回以上、通院のための送迎を起こった場合の1月あたりの自己負担額

退所時情報提供加算	250 単位	257 円	514 円	770 円
-----------	--------	-------	-------	-------

医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入所者等の同意の上、情報を提供した場合の自己負担額（1回に限る）

精神科医師療養指導加算	5 単位	6 円	11 円	16 円
-------------	------	-----	------	------

認知症であるご利用者が全入所者の1/3を占め精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合1日あたり自己負担額

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	10 円	21 円	31 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	6 円	11 円	16 円

（Ⅰ）協力医療機関等との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、対応を取り決めるとともに連携し対応した場合の1月の自己負担額

（Ⅱ）医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合

新興感染症等施設療養費	240 単位	246 円	493 円	739 円
-------------	--------	-------	-------	-------

新興感染症に感染した場合に相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者へ対して感染対応をした場合1月に1回、連続5日を限度とする自己負担額

口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位	93 円	185 円	278 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位	113 円	226 円	339 円

（Ⅰ）口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに関する指導・助言を年2回以上行っている場合1ヶ月あたり自己負担額

（Ⅱ）口腔衛生の管理にかかる計画内容等の情報を厚生労働省へ提出し、その実施にあたって必要な情報を活用している場合1ヶ月あたり自己負担額

（Ⅰ）（Ⅱ）はいずれかの算定となります

日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36 単位	37 円	74 円	111 円
---------------	-------	------	------	-------

- ①直近6ヶ月間の新規入所者のうち、要介護4以上の割合が70%以上又は認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上、又は医療行為が必要な利用者が15%以上であること
- ②介護福祉士が入所者6名に対して1名以上いること  
（上記①②双方を満たした場合に算定）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	23 円	46 円	68 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位	19 円	37 円	56 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	7 円	13 円	19 円

- （Ⅰ）介護福祉士が80%以上配置されている
- （Ⅱ）介護福祉士が60%以上配置されている
- （Ⅲ）介護福祉士が50%以上配置、常勤職員が75%以上配置、勤続年数7年以上の職員が30%以上配置、いずれかを満たした場合
- （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）いずれかの算定になります

※「日常生活継続支援加算」と「サービス提供体制強化加算」はいずれか一方のみでの算定となります。

夜勤職員配置加算（Ⅰ）□	13 単位	14 円	27 円	41 円
--------------	-------	------	------	------

夜勤を行う介護職員が、施設全体で基準よりも1名多く配置された場合

看護体制加算（Ⅰ）□	4 単位	5 円	9 円	13 円
看護体制加算（Ⅱ）□	8 単位	9 円	17 円	25 円

- （Ⅰ）常勤の看護師を1名以上配置
- （Ⅱ）看護職員を常勤換算で利用者25名に1名以上配置  
事業所の看護職員又は病院等の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している
- （Ⅰ）（Ⅱ）は同時算定可能です

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位	4 円	7 円	10 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位	14 円	27 円	41 円

- （Ⅰ）利用者毎に褥瘡発生とリスクについて評価し、リスクがあったとされた利用者毎に褥瘡ケア計画を作成し、3ヶ月ごとに評価・見直しした場合1ヶ月あたり自己負担額
- （Ⅱ）（Ⅰ）を算定している中で、入所に褥瘡発生のリスクありと判定された利用者について、褥瘡が発生していない場合1ヶ月あたり自己負担額
- （Ⅰ）（Ⅱ）はいずれかの算定となります

排泄支援加算（Ⅰ）	10 単位	11 円	21 円	31 円
排泄支援加算（Ⅱ）	15 単位	16 円	31 円	47 円
排泄支援加算（Ⅲ）	20 単位	21 円	42 円	62 円

（Ⅰ）排泄に支援を要する利用者に対し、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、6ヶ月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、支援にあたって該当情報等を活用している

また、評価の結果、適切な対応により要介護状態の軽減がみられる場合に多職種協働で支援計画を作成し、その支援を継続して実施している

3ヶ月に1回計画を見直している

（Ⅱ）（Ⅰ）を満たしており、入所時と比較して排泄状態が改善している

（Ⅲ）（Ⅰ）（Ⅱ）を満たしており、排尿・排便に改善がみられた・尿道カテーテルが抜去された・おむつ使用「あり」から「なし」に改善しているなどいずれかに該当した場合1ヶ月あたり自己負担額

（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）いずれかの算定になります

栄養マネジメント強化加算	11 単位	12 円	23 円	34 円
--------------	-------	------	------	------

管理栄養士を入所者50名に対し1名以上配置

低栄養のリスクが高い使用者に対し、多職種協働で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施

低栄養のリスクが高い使用者にも、食事の変化を把握し、問題があれば早期に対応する

利用者毎の栄養状態等の報告を構成労働省へ提出し、栄養管理の実施にあたって必要な情報を活用している

退所時栄養情報連携加算	70 単位	72 円	144 円	216 円
-------------	-------	------	-------	-------

特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合、1月につき1回を限度とする自己負担額

再入所時栄養連携加算	200 単位	206 円	411 円	617 円
------------	--------	-------	-------	-------

入院した際、入院前とは異なる栄養管理が必要な状態で退院することとなった場合に、施設と医療機関双方の管理栄養士が連携して、退院後の栄養管理を行う場合（退院・再入所時1回のみ算定）

療養食加算	6 単位	7 円	13 円	19 円
-------	------	-----	------	------

医師の指示による療養食を提供した場合1食あたり



認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	5 円	9 円	13 円

- (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 50%以上  
 認知症介護実践リーダー研修修了者をⅢ以上の利用者数に対し、規定の人数以上を配置  
 認知症ケアの技術指導等に係る会議を定期的に関催
- (Ⅱ) (Ⅰ) の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、全体の認知症ケアの指導等を実施  
 認知症ケアの研修計画を作成し、実施又は実施を予定
- (Ⅰ)(Ⅱ) いずれかの算定となります

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	154 円	308 円	462 円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	123 円	246 円	370 円

- (Ⅰ) ①施設における入所者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上  
 ②認知症介護に関する専門的な研修等を修了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。  
 ③個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し、予防をに資するチームケアを実施していること  
 ④認知症ケアについてカンファレンスの開催・計画・評価・振り返り・計画の見直しを行っていること。
- (Ⅱ) ①、③および④・認知症の行動・心理症状の予防に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること

自立支援促進加算	280 単位	309 円	617 円	925 円
----------	--------	-------	-------	-------

医師が自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、3 ヶ月毎に評価の見直しを行い、支援計画の策定に参加している評価の結果、自立支援促進の対応が必要と判定された場合に、多職種協働で自立支援にかかる支援計画を策定し、それに従ったケアを実施医学的評価の結果等を厚生労働省へ提出し、自立支援の有効な実施のために必要な情報を活用している場合 1 ヶ月あたりでの自己負担額

個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位	13 円	25 円	37 円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位	21 円	42 円	62 円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 単位	21 円	42 円	62 円

- (Ⅰ) 機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書を作成し、その計画に沿って機能訓練が実施された場合 1 ヶ月あたり自己負担額
- (Ⅱ) (Ⅰ) を算定した上で、厚生労働省へ計画内容等の情報を提出し、訓練の実施にあたり必要な情報を活用している場合 1 ヶ月あたり自己負担額
- (Ⅲ) (Ⅱ) を算定し、口腔衛生管理加算（Ⅱ）および栄養マネジメント強化加算を算定していること。入居者ごとに個別機能訓練計画の情報と口腔の健康状態に関する情報および栄養状態に関する情報を相互に共有し、見直しを行っている場合 1 ヶ月あたり自己負担額
- (Ⅰ)(Ⅱ) は同時算定可能

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	103 円	206 円	37 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1200 単位	1233 円	2465 円	3698 円

（Ⅰ）外部のリハビリテーション専門職等と連携し、機能訓練が実施された場合（ICTの活用による状況把握）

1ヶ月あたり自己負担額

（Ⅱ）（Ⅰ）をICTではなく直接訪問して実施された場合1ヶ月あたり自己負担額

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	41 円	83 円	124 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位	52 円	103 円	155 円

（Ⅰ）利用者毎にの日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他利用者の心身の状況等に  
係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している

必要に応じて上記の情報を、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用  
している

（Ⅱ）（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を提出・活用している

（Ⅰ）（Ⅱ）はいずれかの算定となります

1ヶ月あたりで算定

ADL維持加算（Ⅰ）	30 単位	31 円	62 円	92 円
ADL維持加算（Ⅱ）	60 単位	62 円	123 円	185 円

（Ⅰ）利用者等の総数が10人以上で6ヶ月毎のADL値を測定し、平均が1以上であり、測定したADL値を提出してい  
る場合の1月の自己負担額

（Ⅱ）利用者等の総数が10人以上で6ヶ月毎のADL値を測定し、平均が3以上であり、測定したADL値を提出してい  
る場合の1月の自己負担額

安全対策体制加算	20 単位	21 円	42 円	62 円
----------	-------	------	------	------

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備され  
ている

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	102 円	205 円	308 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	11 円	21 円	31 円

（Ⅰ）（Ⅱ）の要件を満たし、提供したデータに成果が確認された場合の1月の自己負担額

（Ⅱ）生産性向上に関する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っ  
ており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を  
示すデータを提供している場合の1月の自己負担額

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計利用単位数の 24.5%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	合計利用単位数の 22.4%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	合計利用単位数の 18.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	合計利用単位数の 14.5%

介護職員の処遇改善の為の加算

キャリアパス要件・職場環境要件に関する各基準により、（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかが算定されます

#### 介護サービスに係わる費用（減算）

業務継続計画未実施減算	施設サービス所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数
-------------	--------------------------------

感染症や非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない場合、それに伴う必要な措置を講じていない場合

高齢者虐待防止措置未実施減算	施設サービス所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数
----------------	--------------------------------

虐待の発生またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合

身体拘束廃止措置未実施減算	施設サービス所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数
---------------	--------------------------------

身体拘束の実施またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合